

平成 15 年 11 月 20 日

各 位

会社名 株式会社タカトリ  
代表者名 代表取締役社長 増田 好美  
(コード番号 6338 大証二部)  
問合せ先 常務取締役管理本部長  
北村 吉郎  
(TEL. 0744 24 8580)

## ストックオプション(新株予約権)に関するお知らせ

平成 15 年 11 月 20 日開催の当社取締役会において、商法第 280 条ノ 20 及び第 280 条ノ 21 の規定に基づき、ストックオプションとして新株予約権を発行することの承認を求める議案を、下記のとおり平成 15 年 12 月 19 日開催予定の当社第 47 期定時株主総会に付議することを決議しましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを必要とする理由

当社取締役、監査役及び従業員の業績向上に対する意欲や士気をより一層高めることを狙いとして、ストックオプションの目的で当社の取締役、監査役及び従業員に対し、新株予約権を特に有利な条件で発行いたしたく存じます。

なおストックオプションの目的で発行することから、下記要領に記載のとおり本新株予約権については無償で発行し、新株予約権行使時に払込みをすべき金額は下記要領 2.(5)に定めるとおり時価を基準とした金額としております。

#### 2. 新株予約権発行の要領

##### (1) 新株予約権の割当を受ける者

当社の取締役、監査役及び従業員

##### (2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式 300,000 株を総株数の上限とする。

なお、下記 2.(3)により付与株式数(以下に定義する。)が調整される場合には、当該調整後の付与株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

##### (3) 発行する新株予約権の総数

300 個を上限とする。

なお、新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は 1,000 株とする。ただし、当社普通株式の分割または併合が行われる場合には、付与株式数は当該株式の分割または併合の比率に応じて比例的に調整されるものとするが、調整の結果、単元未満の株式数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(4) 各新株予約権の発行価額  
無償とする

(5) 各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額は、新株予約権発行の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額（1 円未満の端数は切り上げる。以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。ただし、当該行使価額が新株予約権発行日の前営業日の終値（取引が成立しない場合は、その日に先立つ直近日における終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、新株予約権発行日後に、当社普通株式の分割または併合が行われる場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

(6) 新株予約権の権利行使期間

平成 17 年 12 月 20 日から平成 20 年 12 月 19 日までの間で取締役会が定める期間とする。

(7) 新株予約権の行使の条件

各新株予約権の一部行使は認められない。

新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において、当社の取締役、監査役もしくは従業員たる地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任または定年退職によりかかる地位を喪失した場合は、権利行使を認める。

新株予約権者が死亡した場合は、相続人はこれを行使できないものとする。

その他の権利行使の条件は、新株予約権発行の取締役会決議において定めるところによる。

(8) 新株予約権の消却事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権は無償で消却することができる。

新株予約権者が死亡したまたは 2.(7) の もしくは の条件を満たさない状態となり、権利を行使できなくなった場合には、当社は当該新株予約権は無償で消却することができる。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

(注) 上記の内容については、平成 15 年 12 月 19 日開催予定の当社第 47 期定時株主総会において、「ストックオプションとして新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件といたします。

以 上